

## 第九章 委員派遣、報告又は記録の提出要求等

### 二七八 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する

委員会は、議長の承認を得て、審査又は調査のため委員を派遣することができる定めである。

委員を派遣するには、委員会において派遣の目的を定め委員を派遣することを決定した後、派遣委員、派遣地及び派遣期間の決定を委員長に一任するのを例とする。

委員長は、これに基づいて委員派遣承認要求書を作成し、これを議長に提出する。

議長の承認を得た後、これを変更しようとするときは、委員派遣変更承認要求書を議長に提出する。

#### ○委員派遣の基準に関する議院運営委員会決定

第八回国会議院運営委員会（昭和二十五年七月三十一日）

- 一 議員の派遣は、審査又は調査のため、現地調査を絶対必要とする場合に限る。
- 二 議員の派遣は、重要な議案の審査等に支障を来さない場合に限る。

第十回国会議院運営委員会（昭和二十六年六月四日）

- 一 派遣議員の数は、原則として一行二人又は三人とする。
  - 二 各委員会の派遣班数は、三班以下とする。
  - 三 派遣日数は七日以内（派遣地が遠隔の場合は十日以内）とする。
  - 四 同一議員の派遣は閉会中、一回限りとする。
  - 五 派遣地に選挙区（全国区においては出身地）を有する議員は原則としてその派遣に加わらない。
  - 六 予算の範囲内において使用区分を考慮して計画すること。
- なお、右の基準中第四項は、第百二回国会議院運営委員会理事会（昭和六十年五月二十四日）においてこれを改め、常任委員会及び特別委員会各一回、合計二回を超えてはならないものと決定した。さらに、調査会の設置に伴い、第百五回国会閉会後の議院運営委員会理事会（昭和六十一年七月十七日）において閉会中の同一議員の派遣は、原則として常任委員会一回、特別委員会又は調査会一回、合計二回を超えてはならないものと決定した。また、第五項は、第二十六回国会議院運営委員会（昭和三十三年二月十九日）において、廃止することとし、併せて選挙区又は出身地に派遣するため特に委員を変更する等派遣の趣旨にもとめるようなことは厳に自粛すべきものと決定した。

第十三回国会議院運営委員会（昭和二十七年三月十一日）

各委員長が自主的に従来の議員派遣要求の取扱基準を遵守し、且つ、本会議運営の状況等を考慮して要求することとし、議院運営委員会は、その調整を行うものとする。

第五回国会議院運営委員会（昭和二十四年四月二十五日）

部外及び部内の同行者の人数は、努めてこれを少数にし、また、必要がある場合は、派遣の報告を速かに行うこと。

第十八回国会閉会後の議院運営委員会（昭和二十八年十二月九日）

年末年始にかけて、議員の派遣は行わないこと。

（注）第四回国会議院運営委員会（昭和二十三年十二月二十三日）及び第十回国会議院運営委員会（昭和二十五年十二月十五日）においても、同趣旨の決定があった。

第七回国会閉会後の議院運営委員会（昭和二十五年五月四日）

参議院議員の通常選挙の済むまでは議員派遣を行わない。

第二十二回国会議院運営委員会理事会（昭和三十年三月三十一日）

地方選挙を控えた自然休会中の委員派遣を行わない。

第三十五回国会閉会後の議院運営委員会理事会（昭和三十五年十月十五日）

衆議院議員の総選挙期間中は原則として委員派遣を行わない。

参照 三三五号

## 二七九 数個の委員会の派遣委員が合同して調査を行った例

第四十八回国会において、社会労働委員会及び石炭対策特別委員会は、北海道炭礦汽船株式会社夕張炭鉱爆発事故調査のため、それぞれ委員を派遣することを議決し、両委員会の派遣委員は、昭和四十年二月二十四日及び二十五日の二日間合同して調査を行った。

その他同例がある。

参照 二七八号

## 二八〇 審査中の議案について関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った例

第十三回国会労働委員会において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二件の審査に当たり、昭和二十七年六月三日札幌市において、同月六日福岡市において、また、同月九日京都市において、

それぞれ関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った。  
以後同例がある。

第五十回国会日韓条約等特別委員会において、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件外三件の審査に当たり、昭和四十年十一月二十九日大阪市及び福岡市において、それぞれ関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った。

以後同例がある。

第八十回国会予算委員会において、昭和五十二年一般会計予算外二件の審査に当たり、昭和五十二年三月二十三日札幌市、大阪市及び福岡市において、それぞれ関係者等の意見を聴取するため、委員派遣を行った。

以後同例がある。

参照 二七八号

## 二八一 派遣委員は、調査の結果について報告する

派遣委員は、その調査の結果について、口頭又は文書をもって委員会に報告する。

なお、常任委員会において閉会中に調査のため派遣された委員が、次の国会において報告した例がある。

○派遣委員の報告に関する議院運営委員会決定

第二回国會議院運営委員会（昭和二十三年一月二十六日）

委員会から派遣された議員は、その結果を委員会に報告し、なお必要があるときは、委員長から議院に報告するものとする。

## 二八二 報告又は記録の提出要求に関する例

委員会が、審査又は調査のため、内閣、官公署（地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し報告又は記録の提出を求めるには、理事会の決定により要求する場合又は委員会において委員の要求がありこれに別段異議もない場合には、成規の手續を省略して、委員長から直接これを行うのを例とするが、委員会において議決し、議長を経てこれを行った例もある。

また、委員会が、内閣、官公署以外のものに対し報告又は記録の提出を求めるには、委員会において議決し、議長を経て行うのを例とする。

国第一〇四条  
規第一八一条  
「国第五四  
の四」  
「規第八〇  
の八」

(注) 国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律第一  
条ただし書第三号の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法人（地方公共団体を除く。）に対する報告  
又は記録の提出要求については、内閣、官公署に準ずる取扱いである。

参照 二七〇号、三三六号、諸表二一〇

## 二八三 会計検査院に対して特定事項の検査の要請をするには、会 計検査及びその結果の報告要請書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため、会計検査院に対し特定的事项についての会計検査及びその結果の報告を  
求めるには、委員会において、会計検査及びその結果の報告を求める事項を決定し、委員長からこれ  
を記載した会計検査及びその結果の報告要請書を議長に提出し、議長は文書をもって会計検査院に要  
請する。

国第一〇五条  
規第一八一条  
の二  
会計検査院法  
第三〇条  
の三  
「国第五四  
条の四」  
「規第八〇  
条の八」

